商品概要説明書

JAマイカーローン

(令和6年4月1日現在)

商品名	J Aマイカーローン
ご利用いただける方	○地区内に在住または在勤の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。
	○継続して安定した収入のある方。ただし、新卒内定者で、入社月の6か月前以降に借入申込みいただく場合を除く。○当JAが指定する保証機関(三菱UFJニコス株式会社)の保証が受けられる方。
	○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	○ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金(借入申込日から過去3か月以内にお支払済みの資金を含む。)が対象です。ただし、営業用自動車、個人間売買に伴う資金は除きます。 なお、借入にかかる諸費用(事務手数料、振込手数料、印紙代)については資金
	使途に含めることができるものとします。 ①自動車・バイク・除雪機(いずれも中古を含む。)のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。 ②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。
	③運転免許の取得のためのご資金。 ④カー用品(カーナビ等)のご購入資金。 ⑤車庫建設のためのご資金。
	⑥他金融機関・信販会社等自動車ローンの借換資金(残価設定型クレジット含む。)。 ○農業従事者に限り、軽トラックを資金使途に含めることができます。
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 ただし、貸付時年齢が満 20 歳未満または満 71 歳以上の場合については、200 万円を上限とし、新卒内定者の場合については、300 万円を上限とします。
借入期間	○据置期間を含め6か月以上15年以内とします。なお、据置期間は新卒内定者のみを対象とし、ご融資日からご融資対象者の入社前月末日までの範囲内とします(最大6か月)。
借入利率	【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用します。 ○お借入利率には、年 0.79%または 1.35%の保証料を含みます。 ○詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月 返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して

	返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、
	1万円単位です。) のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当JAが指定する保証機関(三菱UFJニコス株式会社)の保証をご利用いただ きますので、原則として保証人は不要です。
手数料	 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料(消費税別)が必要です。 ①全額繰上返済の場合…30,000円 ②一部繰上返済の場合…10,000円(JAネットバンクによる一部繰上返済の場合は10,000円) ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合の条件変更手数料は無料です。
苦情処理措置 および 紛争解決措置 の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本所信用共済課(電話:0749-45-0661)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合信用共済課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 滋賀弁護士会(電話:077-522-3238) 京都弁護士会(電話:077-522-3238) なお、上記弁護士会へ直接お申し立ていただくことも可能です。 ただし、滋賀弁護士会へ直接お申し立ていただくことも可能です。 ただし、滋賀弁護士会へ直接お申し立てをされる場合には、事前に弁護士による 法律相談(有料)を受け、紹介状を作成してもらう必要があります。(弁護士を代理人としてお申し立てされる場合には不要です。)
その他	 ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関(三菱UFJニコス株式会社)において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○書面契約の場合、印紙税が別途必要になります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、2,000円(消費税別)の電子契約サービス手数料が必要です。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。

JA湖東